

令和4年5月16日

警察庁交通局長 様

中央区長
山本 泰人

特定小型原動機付自転車に関する要望について

平素より、本区の区政運営に格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月から経済産業省の認定により、特例電動キックボードの実証実験が開始され、令和4年7月を期限として実施中のところ、本区においても、令和3年10月から、事業者による特例電動キックボードのシェアリングサービス事業が行われています。

また、令和4年4月には、電動キックボードのうち、最高速度や車体の大きさが一定の基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とし、16歳未満の運転を禁止し、運転免許を要しないことや、ヘルメットの着用を努力義務化するなどの改正道路交通法が成立しました。

今後は、シェアリングサービスの期間延長や、他の事業者による本区への参入などが考えられるとともに、改正道路交通法の施行に向けた準備が進められるものと見込んでおります。

一方で、本区は、銀座や京橋、日本橋などの商業・業務が集積し、路上パーキングが多いことや、一部地域では歩行者天国が実施されるなどの地域特性があり、限られた道路空間に新たな交通主体が加わることにより、交通事故の増加などを懸念しております。

本区といたしましては、特定小型原動機付自転車に関して、交通事故の危険性が高い道路空間には通行禁止区域を設ける等の必要があると考えております。つきましては、改正道路交通法の施行に当たり、各警察署が地域町会の意見を取り入れ、地域特性に配慮するなど、より柔軟に交通規制の対応ができる制度となるよう要望いたします。

何卒ご理解、ご尽力賜りますようお願い申し上げます。